



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

- *3 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 1
- *4 教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 5
- *5 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 5

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
(組織) 第2条 教育庁に、次の表の左欄に掲げる局を置き、当該局に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。 <table border="1"> <tr> <th>局名</th><th>課名</th></tr> <tr> <td>教育総務局</td><td>総務課 教育政策課 教職員課 人権教育推進課</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校教育局</td><td>県立学校教育課 特別支援教育課 義務教育課 健康体育課 教育支援課</td></tr> </table> 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。 <table border="1"> <tr> <td>総務課</td><td>福利厚生室</td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td>夜間中学設置準備室</td></tr> <tr> <td>健康体育課</td><td>高校総体推進室</td></tr> </table> (教育総務局各課の所掌事務) 第3条 総務課は、<u>県立学校等</u>の適正な管理・運営及び福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。	局名	課名	教育総務局	総務課 教育政策課 教職員課 人権教育推進課	略	略	学校教育局	県立学校教育課 特別支援教育課 義務教育課 健康体育課 教育支援課	総務課	福利厚生室	義務教育課	夜間中学設置準備室	健康体育課	高校総体推進室	(組織) 第2条 教育庁に、次の表の左欄に掲げる局を置き、当該局に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。 <table border="1"> <tr> <th>局名</th><th>課名</th></tr> <tr> <td>教育総務局</td><td>総務課 教職員課 人権教育推進課</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校教育局</td><td>県立学校教育課 義務教育課 教育支援課</td></tr> </table> 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。 <table border="1"> <tr> <td>総務課</td><td>教育D X推進室 福利厚生室</td></tr> <tr> <td>県立学校教育課</td><td>特別支援教育室</td></tr> </table> (教育総務局各課の所掌事務) 第3条 総務課は、<u>教育政策の総合調整及び県立学校等</u>の適正な管理・運営並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。	局名	課名	教育総務局	総務課 教職員課 人権教育推進課	略	略	学校教育局	県立学校教育課 義務教育課 教育支援課	総務課	教育D X推進室 福利厚生室	県立学校教育課	特別支援教育室
局名	課名																										
教育総務局	総務課 教育政策課 教職員課 人権教育推進課																										
略	略																										
学校教育局	県立学校教育課 特別支援教育課 義務教育課 健康体育課 教育支援課																										
総務課	福利厚生室																										
義務教育課	夜間中学設置準備室																										
健康体育課	高校総体推進室																										
局名	課名																										
教育総務局	総務課 教職員課 人権教育推進課																										
略	略																										
学校教育局	県立学校教育課 義務教育課 教育支援課																										
総務課	教育D X推進室 福利厚生室																										
県立学校教育課	特別支援教育室																										

(1)～(18) 略

(19) 略

(20)～(27) 略

第 3 条の 2 福利厚生室においては、総務課の所掌事務のうち、第 3 条第 20 号から第 26 号までに掲げる事務を所掌する。

第 4 条 教育政策課は、教育政策の総合調整を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 重要施策の企画及び総合調整に関すること
- (2) 大綱及び総合教育会議に関すること。
- (3) 教育振興基本計画に関すること。
- (4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (5) 和歌山県立近代美術館に関すること。
- (6) デジタル行政の推進に関すること。
- (7) 行政事務の合理化及び能率向上に関すること。
- (8) 教育委員会の所管する情報システムの運用、管理及び企画調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 学校教育の情報化の推進に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

第 5 条 教職員課は、適正な職員の任用、給与制度の運用及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮することができる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)・(2) 略
- (3) 県立学校（県立中学校を除く。以下同じ。）の教職員の任免、人事管理、職員定数及び学校管理運営の監督に関すること。
- (4)～(13) 略

第 6 条・第 7 条 略

第 8 条 略

（学校教育局各課の所掌事務）

第 9 条 県立学校教育課は、県立学校（特別支援学校を除く。以下この条において同じ。）における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(1) 重要施策の企画及び総合調整に関すること

(2) 大綱及び総合教育会議に関すること。

(3) 教育振興基本計画に関すること。

(4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

(5)～(22) 略

(23) 和歌山県立近代美術館に関すること。

(24) 略

(25) デジタル行政の推進に関すること。

(26) 行政事務の合理化及び能率向上に関すること。

(27) 教育委員会の所管する情報システムの運用、管理及び企画調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(28) 学校教育の情報化の推進に関すること。

(29)～(36) 略

第 3 条の 2 教育 D X 推進室においては、総務課の所掌事務のうち、前条第 25 号から第 28 号までに掲げる事務を所掌する。

第 3 条の 3 福利厚生室においては、総務課の所掌事務のうち、第 3 条第 29 号から第 35 号までに掲げる事務を所掌する。

第 4 条 教職員課は、適正な職員の任用、給与制度の運用及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮することができる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)・(2) 略
- (3) 県立学校（県立中学校を除く。以下同じ。）の教職員の任免、人事管理及び学校管理運営の監督に関すること。
- (4)～(13) 略

第 5 条・第 6 条 略

第 7 条 削除

第 8 条 略

（学校教育局各課の所掌事務）

第 9 条 県立学校教育課は、県立学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 特別支援学校小中学部の教科用図書その他教材に関すること。

- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及びこれに基づく法令その他の規程による認可及び届出に関すること（県立学校に関することに限る。）。
- (6)・(7) 略

第10条 特別支援教育課は、県立特別支援学校における教育及び公立学校における特別支援教育の充実・推進を図ることを任務とし、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県立特別支援学校の設置及び廃止に関すること。
- (2) 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、進路指導及び学校評価に関すること。
- (3) 県立特別支援学校高等部及び幼稚部の入学者の選抜に関すること。
- (4) 県立特別支援学校の教科用図書その他教材に関すること。
- (5) 県立特別支援学校の学級編制並びに障害のある幼児児童生徒の就学、転学及び通学に関すること。
- (6) 公立小中学校及び公立義務教育学校における特別支援学級並びに学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する障害に応じた特別の指導における教育課程及び学習指導についての指導及び助言に関すること。
- (7) 公立学校における特別支援教育の推進に関すること。
- (8) 学校教育法及びこれに基づく法令その他の規程による認可及び届出に関すること（県立特別支援学校に関することに限る。）。
- (9) その他任務の達成に必要なこと。

第11条 義務教育課は、公立幼稚園等、公立小中学校及び公立義務教育学校（以下「公立小中学校等」という。）における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(9) 略
- (10) 公立小中学校及び公立義務教育学校の職員の定数に関すること。
- (11) 略

第11条の2 夜間中学設置準備室においては、義務教育課の所掌事務のうち、前条第1号から第7号まで及び第10号に掲げる事務（県立夜間中学校に関するものに限る。）を所掌する。

第12条 健康体育課は、公立学校における体育、健康教育及び学校給食の充実・推進を図り、児童生徒の健やかな体づくりを行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 健康教育に関すること。
- (2) 養護教員、栄養教員及び学校栄養職員についての指導及び助言に関すること。
- (3) 学校の環境衛生に関すること。
- (4) 教職員、幼児、児童及び生徒の保健に関すること。
- (5) 県立学校教職員の安全衛生管理及び教育庁等の職員の健康診断に関すること。
- (6) 学校給食法（昭和29年法律第160号）の施行に関すること。

- (6) 特別支援教育の推進に関すること。
- (7) 特別支援学校の学級編制並びに障害幼児児童生徒の就学、転学及び通学に関すること。
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及びこれに基づく法令その他の規程による認可及び届出に関すること。

(9)・(10) 略

第9条の2 特別支援教育室においては、県立学校教育課の所掌事務のうち、前条第5号から第7号までに掲げる事務を所掌する。

第10条 義務教育課は、公立幼稚園等、公立小中学校及び公立義務教育学校（以下「公立小中学校等」という。）における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(10) 略

- (7) 公益財団法人和歌山県学校給食会に関する
こと。
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに
関すること。
- (9) 学校保健・学校給食関係団体に関する
こと。
- (10) 公立学校における学校体育に関する
こと。
- (11) 令和 8 年度全国高等学校総合体育大会に
関すること。
- (12) その他任務の達成に必要な
こと。

第12条の2 高校総体推進室においては、健康体育課の所掌事務のうち、前条第11号に掲げる事務を所掌する。

第13条 教育支援課は、公立学校における児童・生徒の安全な生活のために必要な習慣を養うとともに心身の調和的発達を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)・(2) 略
- (3) 防災安全教育に関する
こと。

- (4) 教職員、幼児、児童及び生徒の安全に
関すること。

- (5) 略

第14条～第25条 略

第26条 教育事務所においては、公立小中学校等に係る事務のうち、次に掲げる事務を所掌する

- (1) 教職員課の所掌事務のうち、第 5 条第 5 号
及び第 9 号に掲げる事務（紀南教育事務所に
限る。）
- (2) 人権教育推進課の所掌事務のうち、第 6 条
第 1 号及び第 2 号に掲げる事務
- (3) 生涯学習課の所掌事務のうち、第 7 条第 1
号及び第 2 号に掲げる事務
- (4) 義務教育課の所掌事務のうち、第11条第 2
号及び第 8 号に掲げる事務
- (5) 公立小中学校及び公立義務教育学校の教職
員の任免、人事管理及び学校管理運営の監督
に関する
こと。
- (6) 略

(駐在の設置)

第27条 所属長（第 2 条第 1 項に規定する課の長及び第24条に規定する教育事務所の長をいう。）は、その所掌する事務の執行の便宜を図るため、この規則に定めるもののほか、教育長の承認を得て、必要な地に、職員を駐在させることができる。

2 略

第11条 教育支援課は、公立学校における児童・生徒の健康で安全な生活のために必要な習慣を養うとともに心身の調和的発達を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)・(2) 略
- (3) 健康教育及び防災安全教育に関する
こと。
- (4) 養護教員、栄養教員及び学校栄養職員につ
いての指導及び助言に関する
こと。
- (5) 学校の環境衛生に関する
こと。
- (6) 教職員、幼児、児童及び生徒の保健・安全
に関する
こと。
- (7) 県立学校教職員の安全衛生管理及び教育庁
等の職員の健康診断に関する
こと。
- (8) 学校給食法（昭和29年法律第160号）の施
行に関する
こと。
- (9) 公益財団法人和歌山県学校給食会に関する
こと。
- (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに
関すること。
- (11) 学校保健・学校給食関係団体に関する
こと。
- (12) 公立学校における学校体育に関する
こと。
- (13) 令和 8 年度全国高等学校総合体育大会の開
催に関する
こと。
- (14) 略

第12条～第23条 略

第24条 教育事務所においては、公立小中学校等に係る事務のうち、次に掲げる事務を所掌する

- (1) 教職員課の所掌事務のうち、第 4 条第 5 号
及び第 9 号に掲げる事務（紀南教育事務所に
限る。）
- (2) 人権教育推進課の所掌事務のうち、第 5 条
第 1 号及び第 2 号に掲げる事務
- (3) 生涯学習課の所掌事務のうち、第 6 条第 1
号及び第 2 号に掲げる事務
- (4) 義務教育課の所掌事務のうち、第10条第 2
号及び第 8 号に掲げる事務
- (5) 公立小中学校等の教職員の任免、人事管理
及び学校管理運営の監督に関する
こと。
- (6) 略

(駐在の設置)

第25条 所属長（第 2 条第 1 項に規定する課の長及び第22条に規定する教育事務所の長をいう。）は、その所掌する事務の執行の便宜を図るため、この規則に定めるもののほか、教育長の承認を得て、必要な地に、職員を駐在させることができる。

2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第4号

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第1条、第3条、第9条関係）					別表（第1条、第3条、第9条関係）				
附属機関の 名称	定数	委員の 要件	任期	所管課	附属機関の 名称	定数	委員の 要件	任期	所管課
きのくに教 育審議会	略	略	略	教育政策 課	きのくに教 育審議会	略	略	略	総務課
和歌山県教 育委員会事 務評価審議 会	略	略	略	教育政策 課	和歌山県教 育委員会事 務評価審議 会	略	略	略	総務課
略					略				
和歌山県学 校給食表彰 選考委員会	略	略	略	健康体育 課	和歌山県学 校給食表彰 選考委員会	略	略	略	教育支援 課

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則（令和元年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(特別休暇) 第14条 有給の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、 出産、親族の死亡、交通機関の事故、骨髄移植、 病気その他の特別の事由により会計年度任用職員が 勤務しないことが相当であるとして別に定める場合 における休暇とし、その期間につ		(特別休暇) 第14条 有給の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、 出産、親族の死亡、交通機関の事故、骨髄移植その 他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しな いことが相当であるとして別に定める場合における 休暇とし、その期間については	

いては、別に定める。

- 2 無給の特別休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。

3 略

、別に定める。

- 2 無給の特別休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間、病気その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。

3 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。